

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（第一条関係）	1
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（第二条関係）	8
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第一百五号）	16
動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）	19

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第五十七条の二 第六十六条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>（責務）</p> <p>第二条 国は、野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）が置かれている状況を常に把握し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第五十八条 第六十六条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>（責務）</p> <p>第二条 国は、野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）が置かれている状況を常に把握するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための総</p>

充実を図るとともに、その種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2・3 (略)

(個体等の登録)

第二十条 (略)

2 前項の登録(次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十八条第三号において「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に登録の申請をしなければならない。

3・5 (略)

(原材料器官等に係る事前登録)

第二十条の二 (略)

2 前項の登録(以下この節、第五十八条第三号及び第五十九条第二号において「事前登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に事前登録の申請をしなければならない。

3・4 (略)

(事前登録を受けた者の遵守事項等)

第二十条の三 事前登録を受けた者は、事前登録をした事項に適合する原材料器官等の譲渡し又は引渡しをしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その譲渡し又は引渡しをする原材料器官等ごとに前条

合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2・3 (略)

(個体等の登録)

第二十条 (略)

2 前項の登録(次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十九条第三号において「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に登録の申請をしなければならない。

3・5 (略)

(原材料器官等に係る事前登録)

第二十条の二 (略)

2 前項の登録(以下この節並びに第五十九条第三号及び第四号において「事前登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に事前登録の申請をしなければならない。

3・4 (略)

(事前登録を受けた者の遵守事項等)

第二十条の三 事前登録を受けた者は、事前登録をした事項に適合する原材料器官等の譲渡し又は引渡しをしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その譲渡し又は引渡しをする原材料器官等ごとに前条

第三項の事前登録済証（以下この節及び第五十九条第二号において「事前登録済証」という。）に必要な事項の記載をし、これをその原材料器官等に添付しなければならない。ただし、事前登録を受けた日から起算して一年を経過した日以後においては、その記載をしてはならない。

2～7（略）

（特定国内種事業の届出）

第三十条 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡し業務を伴う事業（以下この節及び第六十二条第一号において「特定国内種事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

一～四（略）

2～5（略）

（特定国際種事業の届出）

第三十三条の二 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であつてその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡し業務を伴う事業（以下この章及び第六十二条第一号において「特定国際種事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特定国際種関係大臣」という。）に届け出なければならない。

第三項の事前登録済証（以下この節及び第五十九条第四号において「事前登録済証」という。）に必要な事項の記載をし、これをその原材料器官等に添付しなければならない。ただし、事前登録を受けた日から起算して一年を経過した日以後においては、その記載をしてはならない。

2～7（略）

（特定国内種事業の届出）

第三十条 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡し業務を伴う事業（以下この節及び第六十二条第二号において「特定国内種事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

一～四（略）

2～5（略）

（特定国際種事業の届出）

第三十三条の二 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であつてその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡し業務を伴う事業（以下この章及び第六十二条第二号において「特定国際種事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特定国際種関係大臣」という。）に届け出なければならない。

一〇四（略）

第四十七条（略）

2 認定保護増殖事業等として実施する行為については、第九条、第十二条第一項、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項並びに第五十四条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

3・4（略）

（地方公共団体に対する助言その他の措置）

第五十三条（略）

2 国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

第六章 罰則

第五十七条の二 第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違

反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〇四（略）

第四十七条（略）

2 認定保護増殖事業等として実施する行為については、第九条、第三十条第七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項並びに第五十四条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

3・4（略）

（地方公共団体に対する助言その他の措置）

第五十三条（略）

第六章 罰則

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第九条、第十二条第一項、第十五条第一項又は第三十七条第四項の

一 第十一条第一項、第十四条、第十六条第一項若しくは第二項、第十八条又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十七条又は第三十七条第四項の規定に違反した者

三 偽りその他不正の手段により登録、事前登録又は第二十条第四項（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付を受けた者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 第二十条の三第四項から第六項まで、第三十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条の四第二項又は第三十二条の六第四項の規定による命令に違反した者

四 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

規定に違反した者

二 第十一条第一項、第十四条、第十六条第一項若しくは第二項又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十八条、第二十条の三第四項から第六項まで、第三十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条の四第二項又は第三十三条の六第四項の規定による命令に違反した者

三 偽りその他不正の手段により登録又は事前登録を受けた者

四 (略)

五 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

五 第三十九条第五項の規定に違反した者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三〇十 (略)

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十七条の二 一億円以下の罰金刑

二 第五十八条第一号(第十八条に係る部分に限る。)、第二号(第十条に係る部分に限る。)、及び第三号 二千万円以下の罰金刑

三 第五十八条第一号(第十八条に係る部分を除く。)、及び第二号(第三十七条第四項に係る部分に限る。)、第五十九条、第六十二条並びに第六十三条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第五十七条の二の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間

一 第十七条又は第三十九条第五項の規定に違反した者

二〇五 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

四〇十一 (略)

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条、第六十二条又は第六十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 偽りその他不正の手段により第二十条第四項(第二十二条第二項において準用する場合を含む。)(の登録票の再交付を受けた者

改正案	現行
<p>（陳列又は広告の禁止）</p> <p>第十七条 希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等、第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>（陳列又は広告をしている者に対する措置命令）</p> <p>第十八条 環境大臣は、前条の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をしている者に対し、陳列又は広告の中止その他の同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項を命ずることができる。</p> <p>（報告徴収及び立入検査）</p> <p>第十九条 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において</p>	<p>（陳列の禁止）</p> <p>第十七条 希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等、第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>（陳列をしている者に対する措置命令）</p> <p>第十八条 環境大臣は、前条の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者に対し、陳列の中止その他の同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項を命ずることができる。</p> <p>（報告徴収及び立入検査）</p> <p>第十九条 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において</p>

て、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 環境大臣 第十条第一項若しくは第十三条第一項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の陳列若しくは広告をしている者

二・三 (略)

2・3 (略)

(個体等の登録)

第二十条 (略)

2 前項の登録(次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十八条第三号において「登録」という。

(を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 登録を受けようとする個体等の種名

三 登録を受けようとする個体等に係る次に掲げる区分

イ 個体

て、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入若しくは陳列に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 環境大臣 第十条第一項若しくは第十三条第一項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者

二・三 (略)

2・3 (略)

(個体等の登録)

第二十条 (略)

2 前項の登録(次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十八条第三号において「登録」という。

(を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に登録の申請をしなければならない。

ロ 個体の器官

ハ 個体の加工品

ニ 個体の器官の加工品

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

3 環境大臣は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、登録票を交付しなければならない。

4 前項の登録票（以下この節において「登録票」という。）には、第二項第三号イからニまでに掲げる区分ごとに環境省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録をした個体等の種名

二 登録をした個体等の形態、大きさその他の主な特徴

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

5 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けることができる。

6 環境大臣は、前項の変更登録をしたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を交付しなければならない。

7 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録票に係る第四項第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録票を環境大臣に提出して、登録票の書換交付を受けることができる。

8 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録票に係る第四項第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録票を環境大臣に提出して、登録票の書換交付を受けることができる。

3 環境大臣は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。

4 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録票に係る第四項第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録票を環境大臣に提出して、登録票の書換交付を受けることができる。

有者は、登録票でその個体等に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。

9| 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、第二項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三十日を経過する日までの間に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

10| (略)

(原材料器官等に係る事前登録)

第二十条の二 (略)

2・3 (略)

4 前条第十項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

(事前登録を受けた者の遵守事項等)

第二十条の三 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣は、事前登録を受けた者が、事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第一項本文に規定する記載をし、若しくは虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をし、又は事前登録に係る原材料器官等若しくは事前登録済証に関し

有者は、前項の登録票(以下この節において「登録票」という。)でその個体等に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。

5| (略)

(原材料器官等に係る事前登録)

第二十条の二 (略)

2・3 (略)

4 前条第五項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

(事前登録を受けた者の遵守事項等)

第二十条の三 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣は、事前登録を受けた者が、事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第一項本文に規定する記載をし、若しくは虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をし、又は事前登録に係る原材料器官等若しくは事前登録済証に関し

次条第一項から第四項まで若しくは第二十二条第一項の規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、第一項本文の規定により記載をすることを禁止することができる。

5～7 (略)

(登録個体等及び登録票等の管理等)

第二十一条 登録又は事前登録(以下この章において「登録等」という。

()に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証(以下この章において「登録票等」という。)を備え付けておかなければならない。ただし、第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付の申請をしたときは、その申請に係る処分があるまでの間は、その個体等に係る登録票の写しを備え付けておくことをもって足りる。

2 | 登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその広告をするときは、その個体等について登録等を受けていることその他環境省令で定める事項を表示しなければならない。

3 | 5 | (略)

(登録票等の返納等)

第二十二条 登録票等(第三号に掲げる場合にあつては、回復した登録票

()は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その

次条第一項から第三項まで若しくは第二十二条第一項の規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、第一項本文の規定により記載をすることを禁止することができる。

5～7 (略)

(登録個体等及び登録票等の管理等)

第二十一条 登録又は事前登録(以下この章において「登録等」という。

()に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証(以下この章において「登録票等」という。)を備え付けておかなければならない。

2 | 4 | (略)

(登録票等の返納等)

第二十二条 登録票等(第二号に掲げる場合にあつては、回復した登録票

()は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その

日から起算して、登録票にあつては三十日、事前登録済証にあつては三月を経過する日までの間に環境大臣に返納しなければならない。

一 (略)

二 登録に係る第二十条第二項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合

(同条第五項の変更登録の申請をした場合を除く。)

三 第二十条第八項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

2 第二十条第八項の規定は、盗難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等を亡失したことによつて前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を環境大臣に返納した後その個体等を回復した場合について準用する。

(登録機関)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 (略)

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列若しくは広告をしている者(口におい

日から起算して、登録票にあつては三十日、事前登録済証にあつては三月を経過する日までの間に環境大臣に返納しなければならない。

一 (略)

二 第二十条第四項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

2 第二十条第四項の規定は、盗難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等を亡失したことによつて前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を環境大臣に返納した後その個体等を回復した場合について準用する。

(登録機関)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 (略)

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者(口において「動植物譲

て「動植物譲渡業者等」という。）がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）であること。

ロ（略）

5～7（略）

（手数料）

第二十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、登録機関）に納めなければならない。

一（略）

二 第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付を受けようとする者

三（略）

2（略）

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 偽りその他不正の手段により登録、事前登録、第二十条第五項の変更登録、同条第七項の登録票の書換交付又は同条第八項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付を受けた者

渡業者等」という。）がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）であること。

ロ（略）

5～7（略）

（手数料）

第二十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、登録機関）に納めなければならない。

一（略）

二（略）

2（略）

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 偽りその他不正の手段により登録、事前登録又は第二十条第四項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付を受けた者

第六十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第二十條第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十一 (略)

第六十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三十一 (略)

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号口及び八に掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（第五十七条の二）（同法第十二条第一項）（希少野生動植物種の個体等）である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号口及び八に掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（第五十七条の二）（同法第十二条第一項）（希少野生動植物種の個体等）である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部</p>

分に限る。以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第六号（同法第二十一条（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第三項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条第一項（同法第五十七条の二、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第五号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、

分に限る。以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第五号（同法第二十一条（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条第一項（同法第五十七条の二、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第五号に係る部分に限る。）、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第五号に係る部分に限る。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第五号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。以下同じ。）、

<p>2 (略)</p>	<p>第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第五号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>七（略）</p>
<p>2 (略)</p>	<p>る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第五号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>七（略）</p>

改正案	現行
<p>第十二条第一項中「関する基準に適合していないと認めるとき」の下に「、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。</p> <p>五 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号若しくは第二号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>六 動物の販売を業として営もうとする場合にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）<u>第五十七條の二</u>（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、<u>第五十八條第一号</u>（同法第十八条（希少</p>	<p>第十二条第一項中「関する基準に適合していないと認めるとき」の下に「、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。</p> <p>五 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号若しくは第二号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>六 動物の販売を業として営もうとする場合にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）<u>第五十八條第一号</u>（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、<u>第五十九條第二号</u>（同法第十八条（希少</p>

生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。) に係る部分に限る。以下同じ。) 若しくは第二号 (同法第十七条 (希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。) に係る部分に限る。以下同じ。)、第六十三条第五号 (同法第二十一条第一項 (国際希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。) 又は第二項 (国際希少野生動物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。以下同じ。) 若しくは第六十五条第一項 (同法第五十七条の二、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第五号に係る部分に限る。) の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第八十四条第一項第五号 (同法第二十条第一項 (譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。)、第二十三条 (加工品又は卵に係る部分を除く。)、第二十六条第六項 (譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) 又は第二十七条 (譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) に係る部分に限る。以下同じ。)、第八十六条第一号 (同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。) 若しくは第八十八条 (同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。) の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成十六年法律第七十八号) 第三十二条第一号 (特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。) 若しくは第五号 (特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。)、第三十三条第一号 (同法第八条 (特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) に係る部分に限る。以下同じ。) 若しくは第三十六

野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。) に係る部分に限る。以下同じ。)、第六十二条第一号 (同法第十七条 (希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。) に係る部分に限る。以下同じ。)、第六十三条第六号 (同法第二十一条第一項 (国際希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。) 又は第二項 (国際希少野生動物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) に係る部分に限る。以下同じ。) 若しくは第六十五条 (同法第五十八条第一号、第五十九条第二号、第六十二条第一号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。) の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第八十四条第一項第五号 (同法第二十条第一項 (譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。)、第二十三条 (加工品又は卵に係る部分を除く。)、第二十六条第六項 (譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) 又は第二十七条 (譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) に係る部分に限る。以下同じ。)、第八十六条第一号 (同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。) 若しくは第八十八条 (同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。) の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成十六年法律第七十八号) 第三十二条第一号 (特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。) 若しくは第五号 (特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。)、第三十三条第一号 (同法第八条 (特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) に係る部分に限る。以下同じ。) 若しくは第

者
者（同法第三十二條第一号若しくは第五号又は第三十三條第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない
者

三十六条（同法第三十二條第一号若しくは第五号又は第三十三條第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者